

# 川崎市こども未来局社会福祉法人指導監査実施要綱

平成29年4月27日  
29川こ監第85号  
【こども未来局長専決】

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市こども未来局所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）を対象に実施する指導監査について必要な事項を定める。

(実施方針等)

第2条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、法人の業務又は財産の状況について調査又は検査を実施し、必要な助言、指導を行うことにより、適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する。

2 指導監査は、法人に関する国の通知、これまでの指導監査結果等を勘案して重点的かつ効率的に実施する。

3 こども未来局長は、指導監査を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監査における重点事項

(2) 年間指導監査実施計画

(実施対象)

第3条 この要綱による指導監査の対象は、別表第1に掲げる法人とする。

(実施体制)

第4条 指導監査は、こども未来局総務部監査担当の2名以上の職員により監査班を編成して実施することとし、班長は、原則として係長級以上の職員をもって充てるものとする。

2 指導監査は、必要に応じて法人の運営する児童福祉施設、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）における措置事務等の実施機関の所管課等の職員の協力を得て実施する。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査に区分する。

(一般指導監査の対象及び時期)

第6条 一般指導監査は、第2条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき毎年1回実施するものとし、法人の運営等について前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合、3年に1回実施するものとする。ただし、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長名通知)に定める基準を満たす場合にあっては、一般指導監査の実施の周期を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、法人の運営等に問題が生じた場合又は通報及び法人からの現況報告等により運営等に関する問題が生じるおそれがあると認められる場合は、一般指導監査を随時実施することができる。

(一般指導監査の項目及び基準)

第7条 一般指導監査は、別表第2に掲げる項目について実施する。

2 一般指導監査における公平性を確保するため、こども未来局長は、監査の観点、評価事項、評価区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(一般指導監査の方法)

第8条 市は、一般指導監査の実施に当たっては、事前に日時、場所、指導監査担当者等を法人代表者に文書で通知する。

2 市は、一般指導監査を効率的に実施するため、法人に対し事前に資料の提出を求めることができる。

3 指導監査担当者は、一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、法人代表者に対しその指導監査結果の講評を行う。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、必要に応じて、特定の事項について重点的に実施するものとし、正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、法人の運営に重大な問題がある場合等において、問題等の内容に応じ実地において行う。

2 特別指導監査は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、指導監査内容等に応じて策定するものとする。

(指導監査結果の通知等)

第10条 市は、次の各号に掲げる区分に応じ、法人代表者に文書で通知する。

(1) 法令若しくは通知(以下「法令等」という。)に対する違反(第2号に定める場合を除く。)がある場合又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求めるとともに、本市のホームページに掲載する。

(2) 法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。

2 こども未来局長は、当該年度の監査結果について指導監査実施結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに掲載する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

(川崎市こども未来局社会福祉法人等指導監査実施要綱の廃止)

2 川崎市こども未来局社会福祉法人等指導監査実施要綱(平成23年4月1日23川市こ企第16号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 対象法人

	対象法人
1	社会福祉法人石渡ノ東新家会
2	社会福祉法人神奈川民間保育園協会
3	社会福祉法人青丘社
4	社会福祉法人ふたば愛児会
5	社会福祉法人無患子の木
6	社会福祉法人川崎立正福祉会
7	社会福祉法人新日本学園
8	社会福祉法人多摩福祉会
9	社会福祉法人長寿福祉会
10	社会福祉法人リラ福祉会
11	社会福祉法人尚栄福祉会
12	社会福祉法人虹の会
13	社会福祉法人川崎愛児園
14	社会福祉法人星槎
15	社会福祉法人稲田福祉会
16	社会福祉法人宿河原会
17	社会福祉法人大慈会
18	社会福祉法人共遊の会
19	社会福祉法人すぎのこ福祉会

別表第2（第7条関係） 一般指導監査項目

対 象	項 目
社会福祉法人	(1) 定款及び諸規程 (2) 理事長、理事、評議員 (3) 監事及び監事監査 (4) 理事会及び評議員会 (5) 社会福祉事業、公益事業、収益事業 (6) 人事管理 (7) 資産管理 (8) 会計管理 (9) 予算の編成・執行 (10) 決算 (11) その他